

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
について

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、「又は」の次に「同条例」を加え、同条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1号中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第17条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第27条第1項中「、第7条第2項、第8条、第12条」を削る。

第28条第1項中「、第15条及び第19条」を「及び第15条」に改める。

